

第三次高槻市

子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

1 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、平成15年に制定された少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な施策が講じられてきました。

本市でも、次世代育成支援対策推進法に基づく「高槻市次世代育成支援行動計画（前期計画）」（計画期間：平成17～21年度）及び「高槻市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、子育て総合支援センターの開設や地域子育て支援拠点事業の拡充など、子育て支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成27年度からは、この「行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定した「高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～令和元年度）及び「第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和2～6年度）（以下、第二次計画という。）により、認定こども園、小規模保育事業所、学童保育室の拡充、子育て世代包括支援センター事業の実施や高槻子ども未来館の開設など、更なる子育て支援の取り組みを進めてきました。

しかしながら、本市では引き続き保育需要の増大や児童虐待の深刻化に対する対策など、子育てに関する様々な課題が存在していることから、将来にわたり、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を実現し、幼児期の教育、保育並びに地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定しています。

4 計画の基本理念

子どもは、社会の希望、未来をつくる存在であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の国全体の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子どもは、保護者が育むことが基本ですが、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくない中、子育てに夢や希望をもてるようにしていくために地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、「支え合い」の仕組みを構築するということが時代の要請であり、社会の役割となっています。

この計画は、子どもを安心して生み育てることができる基盤を充実するとともに、子どもはもとより、親の自主性・主体性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてるようにしようとするものです。

子ども・子育て支援事業計画の内容

1 基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望を踏まえ、計画期間である今後5年間の需要（量の見込み）を推計し、具体的な目標設定を行うこととされています。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、市町村ごとの地理的条件、人口、交通情報その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、「教育・保育提供区域」を定めることが規定されています。



①	JR以北・芥川以西 区域	第二中学校区の一部<川西小学校区、郡家小学校区>、川西中学校区の一部<川西小学校区>、阿武野中学校区、阿武山中学校区
②	JR以北・芥川以東 区域	第二中学校区の一部<芥川小学校区、真上小学校区>、川西中学校区の一部<芥川小学校区>、第八中学校区、第九中学校区、芝谷中学校区
③	JR以南・芥川以西 区域	川西中学校区の一部<津之江小学校区>、第四中学校区、如是中学校区、第三中学校区、柳川中学校区
④	JR以南・芥川以東 区域	第一中学校区、第六中学校区、冠中学校区、第十中学校区、城南中学校区
⑤	五領・上牧 区域	五領中学校区
⑥	三箇牧・柱本 区域	第七中学校区

3 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	2,750	2,491	2,431	2,336	2,287
	確保方策	6,039	5,610	5,286	4,716	4,716
	過不足量	3,289	3,119	2,855	2,380	2,429
2号認定 (幼稚園 希望含む)	量の見込み	4,114	4,066	3,969	3,813	3,733
	確保方策	3,763	3,842	3,991	4,056	4,056
	過不足量	▲351	▲224	22	243	323
3号認定 (2歳)	量の見込み	1,564	1,565	1,574	1,539	1,510
	確保方策	1,341	1,425	1,491	1,509	1,509
	過不足量	▲223	▲140	▲83	▲30	▲1
3号認定 (1歳)	量の見込み	1,519	1,528	1,494	1,465	1,433
	確保方策	1,188	1,272	1,338	1,356	1,356
	過不足量	▲331	▲256	▲156	▲109	▲77
3号認定 (0歳)	量の見込み	596	582	570	558	544
	確保方策	580	602	622	624	624
	過不足量	▲16	20	52	66	80

1号認定：満3歳以上の教育を希望する就学前の子ども（認定こども園、幼稚園を利用）
 2号認定：満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所を利用）
 3号認定：満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども（認定こども園、保育所、特定地域型保育事業を利用）
 なお、1号認定には新制度に移行していない幼稚園希望分を含みます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業						
基本型	量の見込み(か所)	19	19	19	19	19
	確保方策(か所)	3	7	12	17	19
※地域子育て相談機関	量の見込み(か所)	18	18	18	18	18
	確保方策(か所)	2	6	11	16	18
特定型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1
子ども家庭センター型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	量の見込み(回)	6,450	6,297	6,165	6,033	5,886
	確保方策(回)	6,450	6,297	6,165	6,033	5,886
時間外保育事業(延長保育事業)						
量の見込み(人)		4,113	3,941	3,846	3,695	3,618
確保方策(人)		6,549	6,739	6,891	6,929	6,929
実費徴収に係る補正給付を行う事業						
事業内容と今後の方向性		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用等を助成する				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業						
事業内容と今後の方向性		(1) 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する (2) 特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する				
放課後児童健全育成事業						
1年生	量の見込み(人)	1,456	1,417	1,360	1,379	1,276
2年生	量の見込み(人)	1,331	1,431	1,413	1,315	1,332
3年生	量の見込み(人)	1,136	1,236	1,348	1,273	1,183
4年生	量の見込み(人)	218	243	291	294	278
5年生	量の見込み(人)	124	164	181	182	184
6年生	量の見込み(人)	32	40	50	45	45
確保方策(人)		4,122	4,242	4,322	4,362	4,362
子育て短期支援事業						
量の見込み(人日)		71	69	67	65	64
確保方策	委託機関(か所)	6	6	6	6	6
	委託人数(人日)	90	90	90	90	90
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)						
量の見込み(人)		2,150	2,099	2,055	2,011	1,962
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問				
養育支援訪問事業(子育て相談訪問事業)						
量の見込み(人)		317	317	317	317	317
確保方策	実施体制	保育士等の有資格者が訪問				
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(要保護児童対策事業)						
事業内容と今後の方向性		高槻市児童虐待等防止連絡会議(子どもを守るための地域ネットワーク)を中心に、引き続き関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組む				
子育て世帯訪問支援事業						
量の見込み(人日)		835	812	791	772	753
確保方策(人日)		1,128	1,128	1,128	1,128	1,128
児童育成支援拠点事業						
量の見込み(実人数)		110	107	104	102	99
確保方策(実人数)		110	110	110	110	110
親子関係形成支援事業						
量の見込み(実人数)		19	19	18	18	17
確保方策(実人数)		20	20	20	20	20

地域子育て支援拠点事業						
	量の見込み(人回)	128,202	125,139	121,728	119,247	116,649
	確保方策(か所)	18	18	18	18	18
一時預かり事業 <ア. 認定こども園、幼稚園在園児(1号認定子ども)>						
	量の見込み(人日)	150,448	143,474	140,024	134,540	134,082
	確保方策(人日)	194,005	194,005	194,005	194,005	194,005
一時預かり事業 <イ. 認定こども園、保育所、つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業(在園児以外)>						
	量の見込み(人日)	31,913	30,771	29,983	29,079	28,459
	確保方策(人日)	76,572	76,572	76,572	76,572	76,572
病児保育事業						
	量の見込み(人日)	2,877	2,774	2,703	2,621	2,565
	確保方策(人日)	28,828	28,828	28,828	28,828	28,828
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) ※就学児童のみ						
	量の見込み(人日)	1,393	1,357	1,312	1,266	1,229
	確保方策(人日)	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
妊婦健康診査						
	量の見込み	交付人数(人)	2,150	2,099	2,055	2,011
		延べ回数(人回)	25,800	25,188	24,660	24,132
	確保方策	実施場所	府内妊婦健康診査実施医療機関			
産後ケア事業						
	量の見込み(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	確保方策(人日)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)						
2歳	量の見込み(時間)	3,580	3,168	2,568	2,320	2,160
	確保方策(時間)	968	1,144	1,320	2,200	3,526
1歳	量の見込み(時間)	4,160	3,472	3,016	2,784	2,604
	確保方策(時間)	352	528	704	1,584	2,640
0歳	量の見込み(時間)	1,980	1,790	1,622	1,526	1,428
	確保方策(時間)	352	528	704	2,112	3,168

5 その他の関連施策の内容

主な取組事業

(1) 地域における子育ての支援

- ①地域における子育て支援サービスの充実
- ②子育てに関する情報提供と相談支援体制の充実
- ③子育てを支援する人材の育成と子育て支援ネットワークづくり
- ④世代間交流の推進
- ⑤子どもの健全育成

(2) 親と子の健康の確保及び増進

- ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援の充実
- ②食育の推進

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育 ・保育環境の整備

- ①子どもの心身の健やかな成長の推進
- ②幼児教育の充実
- ③質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

(4) 安心して子育てができる生活環境の整備

- ①安全・安心なまちづくりの推進

(5) 仕事と子育ての両立支援の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ②仕事と子育ての両立支援のための基盤整備

(6) 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③障がい児施策の充実

第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

【発行】高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課

【電話】072(674)7692 【FAX】072(675)8648